

【ジュニアきくスポ 規約】

第1章 総則

第1条 (名称)

小学校運動部活動から社会体育への移行に伴い受皿として、NPO法人クラブきくよう（以下「クラブきくよう」とする。）にて設立する教室を「ジュニアきくスポ」と称する。

第2条 (位置づけ)

「ジュニアきくスポ」はクラブきくよう・指導者・参加者する児童・保護者との合意により成立するクラブきくようの事業であり教室の開設・閉設、統括運営の決定権はクラブきくようが有する。

第3条 (目的)

「ジュニアきくスポ」はスポーツを通じて児童の健全な育成と体力向上を図ると共にスポーツに親しみ、楽しむことを目的とする。

第4条 (活動目標)

- (1) 元気な子どもを育てる。
- (2) 社会性、コミュニケーション能力、また優しく周りに気配りができる子どもを育てる。
- (3) 体力の向上を目指すとともに、仲間やチームづくりを学ぶ。
- (4) 指導者育成、保護者との連携を図り、スポーツを通じて地域づくりに貢献する。

第5条 (活動内容)

- (1) 参加対象者は原則町内在住小学4年生以上とする。
- (2) 活動場所は各小学校グラウンド及び体育館とする。
- (3) 原則活動日は週2日とする。（日祝日は除く）
- (4) 大会や練習試合の参加は月2回までとする。
- (5) 活動時間帯は（4月から10月、3月）平日16時30分から18時30分
（11月から2月）平日16時30分から18時
諸事情により土曜日活動する場合は、9時から17時までのうち2時間以内とする。
※ ただし、大会や練習試合についてはこの限りではない。

(6) 緊急により活動を中止する場合は、Jr.きくスポの連絡網を通じ学校や保護者への連絡を入れることとする。

(7) 月の活動日数は6回以上とする。

第2章 構成員

第6条 (構成)

- (1) 「ジュニアきくスポ」は統括運営を行うクラブきくよう、教室運営を行う指導者・参加する児童・保護者の協力にて構成される。
- (2) 児童は原則菊陽町在住の小学生とする。

第7条 (任務)

- (1) クラブきくようは「ジュニアきくスポ」事務局を設け、担当者を置き運営及び事務業務を行う。

第3章 運営

第8条 (運営)

- (1) 会費は月謝制：2,500円とする。
- (2) 会費の内訳は、指導者謝金・事務局人件費・諸経費・保険料とする。
※諸経費（保険料・事務費・指導者講習費等）

- (3) 入会は、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記載し、事務局へ提出を承認を得て入会とする。
- (4) 欠席や月途中での退会による月謝・保険料の返納は行わない。
- (5) 月謝の未納がある場合、退会月までに精算しなければならない。
- (6) 指導者は指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技術等について、研修会や講習会に参加するよう努める。
- (7) 教室立上げ、既存指導者の退任等に伴う新規指導者確保は、事務局が主体となり、菊陽町・学校・保護者・スポーツ団体及びスポーツ関連企業の協力を持って行う事とする。
- (3) 指導者を含めた教室参加者は全てスポーツ障害保険に加入する事とし費用は会費に含まれ、事務手続きは事務局にて行う。

第9条

(緊急時の対応)

- (1) 台風等による緊急時の集団下校や臨時休校の場合、ジュニアきくスポの活動は中止し、別途振り替える。
- (2) インフルエンザ等流行による学校（学級・学年）閉鎖又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法に定める疾患の状態となった場合については、ジュニアきくスポを利用することができない。また、学級閉鎖等となった場合、たとえ児童に病気の症状が出ていない場合であってもジュニアきくスポの活動に参加することは禁止するものとする。

第10条

(保険等)

- (1) 活動中の事故等に対する補償は、すべて保険の範囲内とし、保険の対象を超える賠償請求をすることはできないこととする。また、事故に対する責任については、原則として指導者に問わないものとする。
- (2) 指導者を含めた教室参加者は全てスポーツ障害保険に加入する。

第11条

(ジュニアきくスポの活動制限)

- ・次の各号に該当する事由を行った者について、ジュニアきくスポの活動を制限退会を勧告又は強制的に退会させることができる。
- (1) ジュニアきくスポの秩序を乱す行為を繰り返す場合。
- (2) 児童・指導員のプライバシーや人権を侵害する場合。
- (3) 知り得た個人情報を無断で漏洩する場合。
- (4) ジュニアきくスポの金品、備品等を私的に使用又は持ち出した場合。
- (5) ジュニアきくスポの備品等を故意に破壊する場合。
- (6) 全各号のほか、ジュニアきくスポの運営に支障をきたすような行為を行う場合。

第12条

(会議等)

- (1) 必要に応じて事務局は指導者・保護者を対象とした会議を設け、運営改善や次年度教室継続等について協議を行う。
- (2) 教室三者にて解決できないトラブルが発生した場合、指導者・児童・保護者はそれぞれ事務局へ解決の要請を行う事ができ、事務局は公正な観点より適切に問題解決に取り組む。

(規約改定)

本規約の改訂はNPO法人クラブきくよう理事の承認を以って行い、承認は理事総数の過半数によるものとする。

附則

この規約は、2019年4月1日から施行する。
2020年4月1日一部改正